



お知らせ

米沢市消費生活センターからの情報です。



令和5年4月27日

## 5月は「消費者月間」です

### <消費者月間とは>

昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法（現在は消費者基本法）」の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

### <令和5年度「消費者月間」全国統一テーマ>

## デジタルで快速、消費生活術

### ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

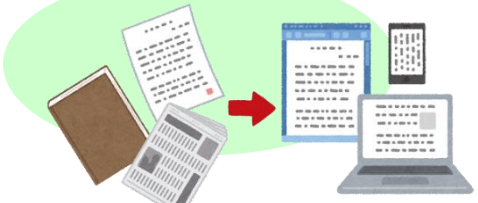
社会のデジタル化が進み生活は便利になりましたが、新たなトラブルも発生しています。情報モラルを身に付けて適切に活用しましょう。

**デジタル化で便利に♪**  
例えば…

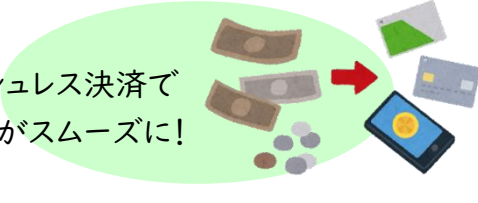


場所を選ばずに開催できるオンライン会議

ペーパーレスで経費削減



キャッシュレス決済で支払いがスムーズに!



**こんなトラブルが!**  
例えば…



SNS でなりすまし



フィッシングメールで個人情報が出た!



ネットショッピングでのトラブル



出かけた先で充電切れ決済ができない!

## 不安をあおる点検商法にご注意を！

住宅の屋根や床下を「無料で点検します」と、突然自宅に訪問してきた業者から「このままでは大変なことになる」などと不安をあおられ、不要不急の住宅修理やリフォーム工事をさせられたという、いわゆる点検商法に関する相談が寄せられています。



若い業者が「近くで作業をしている。屋根が飛びそうになっていて危ない」と言って家に来た。一緒に屋根を見てみたが不具合はないように見えたので断った。



「近くで工事をしている。屋根が壊れているようなので、親方に言われてやってきた」と作業員が家に来た。外に出て屋根を見たが壊れていないようだった。懇意にしている業者に頼むと言って断った。



点検商法では高齢者のトラブルが目立ちます。日中家にいる時間が長いために、訪問してきた業者に対応する機会が多くなることや、築年数が長い家に住んでいる世帯が多く、点検の必要性をより感じさせやすいことなどが理由の一つと考えられます。

- ❗ 「点検させてほしい」と訪問してきた業者には応対しないようにしましょう  
たとえ「無料」と言われても、まずは点検させないことが大切です。
- ❗ 点検する場合は、点検結果を冷静に確認し、業者の話をうのみにしないようにしましょう  
別の業者にも見てもらうなどして確認しましょう。
- ❗ その場で契約しないようにしましょう  
複数の業者から見積もりを取って比較検討することが大切です。
- ❗ 契約するときは契約書の内容をしっかりと確認しましょう  
書面不交付や曖昧な記載は特商法違反となります。
- ❗ 火災保険での修理を持ちかけてくる業者との契約は避けましょう  
先ずは加入先の損害保険会社や代理店に相談してください。
- ❗ クーリング・オフや契約の取消を行うことができる場合があります  
不安に思ったら、早めに消費生活センターにご相談ください。



おかしいなと思ったら、どうしていいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

**米沢市消費生活センター**

市役所内

知ろう レッツゴーにっこり

相談直通電話 **40-0525**

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してグロー！

